



報道発表資料の配付日時 7月12日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道人権施策推進基本方針」の改定及び知事メッセージ「人権が尊重される持続可能な北海道をめざして」の発出について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>・道では、平成15年(2003年)3月に「北海道人権施策推進基本方針」を策定し、人権教育・啓発に取り組んできました。方針策定後、国際社会や国の取組と相まってそれぞれの分野における人権問題に係る法制度や施策には大きな進展が見られますが、依然として様々な分野において人権侵害が問題となっていることや、人権を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、本日、基本方針を改定しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【改定のポイント】</p> <p>第1章 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 人権施策の基本理念」について、新たに「多様性の尊重」といった視点を追加 <p>第2章 分野別施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「8 犯罪被害者等」から「11 インターネットによる人権侵害」の4つの分野を新たに項目立て <p>第3章 人権施策の総合的・効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年を目安に必要な見直しを行う </div> <p>・この改定に合わせ、道民の皆様に向けて、基本方針の趣旨をお伝えし、人権に関するご理解と配慮ある行動をお願いする知事メッセージ「～人権が尊重される持続可能な北海道をめざして」を発出しました。</p> <p>・基本方針本文と概要版は、道のホームページで公開しています。また、今後、基本方針の概要をわかりやすく記載したリーフレットとその英語版を公開する予定としております。</p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/jinken/jinken-hp/r3housin.html</p> <p>・【添付資料】 北海道人権施策推進基本方針(概要) 知事メッセージ～人権が尊重される持続可能な北海道をめざして～</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	道民の皆様の人権尊重に対する理解の促進のために、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課 主幹 古川 電話(ダイヤルイン) 011-206-6148 (内線24-153)		
-------------	--	--	--

道民の皆様へ

～人権が尊重される持続可能な北海道をめざして～

人権の尊重は、いつの時代においても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的理念です。

しかし残念ながら、依然として、女性や子ども、障がいのある人などに対する暴力や虐待が発生しているほか、アイヌの人たちや外国人などに対する人権侵害が問題となっています。

また、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティへの社会の関心の高まりなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。

お互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことは、すべての道民の願いです。

道では、誰もが安心して暮らし活躍できる、誰一人取り残されることのない持続可能な北海道をめざして、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりに取り組んでまいります。

道民の皆様には、今後とも、家庭や学校、職場など、あらゆる場面において、人権に関するご理解と配慮ある行動をお願いいたします。

令和3年7月12日

北海道知事 鈴木 直道

「北海道人権施策推進基本方針」の概要

この基本方針は、道の人権施策に関する諸計画を進めていく上での基本的な考え方を示し、皆様の参画と協働の下に人権が尊重される地域社会を実現していくためのものです。

第1章 基本的な考え方

〔人権施策の基本理念〕

様々な人権問題などの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、3つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進します。

3つの視点

- ①人権を基本に据えた道政の推進
- ②道の施策への反映と市町村等との連携
- ③あらゆる場における人権教育・啓発の推進

第2章 分野別施策の推進

1 女性	男女平等参画の広報・啓発や参画を阻害するあらゆる暴力の根絶など
2 子ども	子どもの権利を尊重する教育・啓発や健全育成のための環境づくり推進など
3 高齢者	高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実や権利擁護、活躍支援など
4 障がいのある人	差別解消、権利擁護の推進、虐待防止、ノーマライゼーション理念の普及など
5 アイヌの人たち	アイヌ文化の振興、アイヌの人たちに対する理解の促進と生活の安定など
6 外国人	国際理解の促進と共生意識の促進、外国人が住みやすい地域づくりなど
7 HIV・ハンセン病等の感染者等	正しい情報に基づく冷静な思いやりのある行動の啓発、患者等の人権に配慮した相談体制等の整備、自立・社会参加への支援など
8 犯罪被害者等	犯罪被害者等への配慮などの教育啓発の推進、支援推進など
9 犯罪をした人等	就労・住居確保など社会復帰支援の推進や民間協力者の活動の啓発など
10 性的マイノリティ	性の多様性に関する理解の促進、当事者が暮らしやすい環境づくりの推進など
11 インターネットによる人権侵害	人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進や情報モラルに関する教育の充実、安全安心なインターネット利用の促進など
12 その他	同和問題、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題など

第3章 人権施策の総合的・効果的な推進

- 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
 - 家庭、学校、地域社会、企業等などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じて人権教育・啓発を推進
 - 行政職員、教職員、警察職員など人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育・啓発の充実
- 2 効果的な人権教育・啓発の推進
 - 年齢層に沿ったテーマや教材の活用など効果的な啓発手法の開発
 - 学校や地域社会、企業等における人権教育・啓発の担い手の育成
 - SNSの活用など情報提供の充実強化、相談・支援体制の充実
- 3 推進体制の整備
 - 知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」による人権施策の推進
 - 国、市町村、民間団体等と協力、連携した取組の積極的な展開
 - 施策の推進状況の定期的な点検、5年を目安に必要な見直し

